

海外経済要録

国際機関

◇10か国蔵相・中央銀行総裁会議、フラン支援等に関する声明を発表

欧州通貨問題を討議するため緊急に招集された10か国蔵相・中央銀行総裁会議は、11月20日からボンで開催され、22日共同コミュニケを発表した。

その内容は次のとおり。

1. GAB(IMF一般借入れ取決め)に参加している10か国の閣僚と中央銀行総裁は、1968年11月20、21、22日の3日間、西ドイツのシラー経済相を議長としてボンで会合した。シュバイツァーIMF専務理事もこの会議に参加し、OECD事務次長、BIS理事、スイス国立銀行総裁、EEC代表も出席した。
2. 会議は数か国の提案に基づき、議長であるシラー経済相によって招集された。閣僚と総裁は、国際収支の基礎的不均衡および最近における投機的資本移動に関し、十分な意見の交換を行なった。
3. 参加国は、国際通貨の安定が国際経済社会におけるすべての国の共同責任であることに同意した。赤字国も黒字国も、適当な調和のとれた経済政策によって、国際通貨体制の安定に寄与する意思を表明した。参加国は、投機的資本移動に対処する諸措置について合意した。
4. シラー経済相は、輸入品に対する現行税率を4%方引き下げ、輸出品に対し輸出価格の4%に当たる課徴金を課すという西ドイツ連邦政府の緊急措置を説明した。これらの措置は、西ドイツの貿易収支黒字を相当削減するものとみられる。西ドイツ政府は、さらに西ドイツ銀行の非居住者との短期のある種の取引を制限する意向であり、ブンデスバンクは、昨日、外国人に対する銀行債務の増加に対し、準備率を100%に引き上げることを決定した。
5. 西ドイツの措置を十分に討議したのち、閣僚と総裁は、これらの措置が通貨制度の安定と調整過程に対し顕著な貢献をしうることによって意見の一致をみた。これらの諸措置にかんがみ、閣僚および総裁は、マルクの平価を維持するという西ドイツ政府の決定を認めた。
6. フランス蔵相は、フランの現状、内外均衡回復のためにすでに採られた措置およびなお未解決の問題につい

て説明した。

7. フランスに対し、総額20億ドルの中央銀行信用援助を新たに供与することが決定された。この措置は、IMFにおけるフランスの現行引出枠とは別個のものである。

8. 新規信用供与の決定は、投機に対処し、不安定な短期資本の流れが外貨準備に与える影響を相殺すべきであるという、通貨当局の決意に基づくものである。

同じ目的から、総裁は、BISとともに投機的資本移動の外貨準備に与える影響を減殺するため、新たな中央銀行取決めを検討することとなろう。

9. 参加国は、国際収支均衡の回復に大きな貢献をなすであろうこれら諸措置を歓迎した。

◇第7回国連貿易開発理事会の開催

第7回国連貿易開発理事会(TDB)は、9月2日から23日までジュネーブで開催された。

今回の討議はもっぱらUNCTADの機構改善問題に終始し、第2回UNCTADにおける諸決議を具体化する問題については、すべて次回TDBに繰り越された。

すなわち、UNCTADの機構問題については、UNCTADの協議・交渉機能を強化し、これをいっそう活動的なものとするため、①UNCTADのすべての下部委員会が、政府間グループを設置することができる、②事務局長に一次産品に関する政府間協議のための会議招集権限を与える、③UNCTADを国連開発計画(UNDP)の実施に参画できるようにする、④TDBの開催を従来の年2回から1回とする、⑤補足融資政府間グループの構成国数を従来の14か国(先進国6、低開発国7、東欧1)から26か国(先進国10、低開発国15、東欧1)に拡大する、などの諸点が決定された。このほか、第2次「国連開発の10年」(1970年代の目標)に関し、UNCTAD事務局長は、上記期間の貿易・開発目標とその実施計画を次回TDBまでに作成・報告すること、また、上記の作業のため、加盟国政府代表によって構成される委員会を招集(同委員会への参加希望国は本年11月1日までに事務局長に通告)することなどが決定された。

米州諸国

◇米国、預金金利規制等に関する連邦準備法等を一部改正

1. 米国議会は1966年9月、連邦準備法、連邦預金保険法、連邦住宅貸付銀行法の一部を改正し、1年間の時限立法として、連邦準備制度理事会等の統轄機関に付利最

高限度を設定する権限を与えたが(注)、昨年9月に1年間延長をみた(42年10月号参照)のに続き、本年9月、さらに1年間の再延長を決定した。

なお本年は、再延長と並行して、統轄機関の権限拡大を目的とする改正が行なわれ、付利最高限度の設定だけでなく、金利の公表のしかたなどを含む預金金利の支払などに関するすべての事項を決定する権限が与えられた。

2. 同時に、従来1年間の時限立法として毎年更新を行っていた、①連邦準備銀行が公開市場操作において、政府機関の発行または保証になる証券を購入する権限と、②連邦準備制度理事会が3%から10%の範囲で定期預金に対し所要準備率を設定する権限を、恒久立法に切り替えることとした。

3. また、連邦準備銀行の貸付に際しての担保物件の範囲を拡大し、国債のほか新たに政府機関の発行または保証になる証券を加えることとした。

(注) 同改正の内容は次のとおり。

- (1) 連邦準備制度理事会に対し、預金種類・額別別に異なった金利最高限度を設定する権限を付与する。
- (2) 連邦準備制度非加盟被保険の商業銀行および連邦預金保険制度加盟相互貯蓄銀行の預金金利を規制するため、連邦預金保険会社理事会に同様の権限を付与する。
- (3) 連邦住宅貸付銀行理事会に対し、貯蓄貸付組合の出資証券配当率最高限度を設定する権限を付与する。

◇米国、1969年の対外直接投資規制措置を発表

1. 米商務省は11月15日、1969年の対外直接投資に関する、本年の規制を若干緩和する概要次のような措置を発表した。

- (1) 対象企業は、明年の投資限度枠として、①1965～66年実績を基準とした現行の地域別限度枠、または②本年中の同地域別投資収益の20%、のいずれか一方を選択することができる。
- (2) 本規制の適用を免除される企業の範囲を、現行の年間投資額200千ドル以内から300千ドル以内に引き上げる(本年は当初年間投資額100千ドル以内と発表されたが、8月の改正により200千ドル以内に引き上げられていた)。
- (3) 地域別規制枠の未使用分につき、4月の改正によりCグループ諸国(西欧大陸工業国)からBグループ諸国(日本、英国など米国資本依存の高い国)およびBグループ諸国からAグループ諸国(開発途上諸国)への振替えのみが認められ、他の振替えは禁止されているが、来年からはいかなる地域に対しても振替え使用をすることができることとする。ただし、その結果地域別投資額が本年中の同地域における投資収益の20%をこえ

てはならない。

2. 商務省筋によれば、上記の規制緩和により、明年の対外直接投資額は29億ドルと、本年の実績見込みに比べ2.5億ドル方増加すると推計されるが、一方海外米系子会社による収益の本国送金も増加することが見込まれており、これにより2.5億ドルの増加分はほぼ相殺されるものとみられている。

なお商務省では、本規制は、早めにガイダンスを求める企業側の要望により提示されたものであり、明年初めに発足するニクソン新政権により修正あるいは撤廃されることもありうることを説明している。

欧州諸国

◇英国、内需引締め再強化措置を実施

英国政府は11月22日、国内総需要、なかんずく輸入需要を抑制するため、次のような一連の緊縮措置を発表した。ジェンキンス蔵相の説明によれば、今次措置により、1969年の国内総需要は約0.5%(1.5億ポンド)削減される見込みである。

1. 付加税(surcharge)の徴収

レギュレーター(注)の発動により、次の諸税に10%の付加税を課する(これに伴う税込増加は、平年度約2.5億ポンド)。

(注) 間接税の税率を上下10%の範囲内で上下しうる政府権限(税率変更は、変更を実施した財政年度中のみ有効)。

(1) たばこ、酒精等(23日から実施)、石油製品等(22日午後6時から実施)を対象とする関税(customs)および国内消費税(excise)(注)

(注) 国内消費税は、国産のたばこ、酒精、石油製品等を課税対象としている。

(2) すべての現行購買税(purchase tax)(注)(23日から実施)

(注) 購買税は、原則として国内消費税の対象とならない消費財を課税対象としている。

2. 銀行貸出限度規制の強化

(1) ロンドン手形交換所加盟銀行およびスコットランド系銀行は、国内民間部門および海外向け貸出(年利5.5%の固定金利による中期輸出および造船関連貸出を除く季節調整後残高)を明年3月央までに、1967年11月央の水準の98%以下に削減しなければならない(注)。その他の銀行は、明年3月末までに、貸出残高を67年11月平価切下げ直前の102%以下に削減しなければならない(主要賦払い信用会社もほぼ同様の基準に従わなければならない)。

(注) 蔵相の説明によれば、これにより、加盟銀行およびスコットランド系銀行の規制対象貸出残高は、明年3月央までに、現在の残高より約1億ポンド削減される見込み。

(2) 規制の枠内で、輸入関連貸出(輸入預託金積立て<後述参照>のための貸出を含む)は輸出に寄与するものを除き抑制しなければならない。また、個人消費関連貸出を圧縮するため、そのうち緊要度の低い既往貸出については、可及的すみやかに回収しなければならない。

3. 輸入預託金制度の実施

輸入(アルコール飲料以外の食料品、燃料、原材料および後進国からの特定品目の輸入ならびに再輸出のための輸入を除く。総輸入の約%)については、通関の条件として、輸入価格の50%の預託金の積立て(注)(通関前に、税関経由英蘭銀行の国庫勘定に積立て、積立て期間6か月、無利息)を義務づける(11月27日から1年間実施。ただし、政令により、実施期間の短縮、預託比率の引下げが可能)。

(注) 積立て総額は、6か月後に約6億ポンドに達する見込み。

◇英国、非居住者間の貿易に関するポンド金融の規制措置を実施

1. 英蘭銀行は、11月11日から、公認替銀行が非居住者間の貿易決済のためにポンド建信用を供与することにつき、原則として同行の事前の許可を必要とする扱いとした(従来は不要)。今次措置によって、かかる信用供与の多くが実質的には禁止されることになるが、同行は、顧客がただちに他の資金調達手段に切り替えられない場合には、若干の猶予期間を認める方針である。

2. 今次措置実施の理由については、公式にはなんらのコメントも行なわれていないが、外貨準備の一時的かさ上げをねらったものとみる向きが多い。なお、シティ筋では、今次措置がポンドの国際決済通貨としての役割を減殺することになるのではないかと危惧していると伝えられる。

◇英国、ポンド建CDの発行

1. 英国政府が本年3月、本年度予算案の発表に際してポンド建CDの発行を認める意向を示して以来、英蘭銀行と市中金融機関との間で、その発行方法などについて具体的な検討が行なわれてきたが、10月28日、米銀支店、マーチャント・バンク、英国海外銀行など約40行がポンド建CDの発行を開始した(ロンドン手形交換所加盟銀行は、短期金融に徹する方針から、当面は提携先を通ずる発行に限ることとし、自行名による発行は予定していない)。

CDの発行期間は最短3か月、最長5年とすることに申し合わされているが、当月発行分(発行額は15~20百万ポンドといわれる)は1年未満の短期物に集中したといわれる。なお、同日の金利(表面=年利)は3か月物が7~7½%、6か月物が7⁷/₁₆~7¼%、1年物が7¾~7⅝%で、各期間物とも、同期間のインター・バンク預金金利、地方公共団体預金受入れ金利に比べ⅓%程度低めとなっている。

2. ポンド建CD発行の背景としては、次の諸点が指摘されている。

(1) 最近の長期産業資金需要の増大に対応して、長期安定資金を調達するため、マーチャント・バンクなどが、現在地方公共団体預金市場などに流入している機関投資家、大企業の余剰資金をCDによって誘引したいとの意向を強めてきたこと。

(2) インター・バンク預金市場を安定した市場として拡大させるためには、同市場へ放資されている資金の流動性を保ちつつ、他面で、取入れ資金の安定を図ることが必要であり、その手段として出し手が取り手の発行したCDを対価として放資する(出し手は、放資資金の引揚げによらず、当該CDの譲渡により資金繰りをつけることが可能となる)など、同市場の取引きにCDを利用することが望ましいこと。

(3) 米銀支店などは、従来主としてユーロ・ダラーのポンド転換によって、米系出先企業の地場活動に必要な資金を供給してきたが、昨年ポンド切下げ以降、ポンド先物ディスカウント幅が金利差を上回る大幅な拡大をみせていることに伴い、こうした取引きの採算がとりにくくなっていることなどから、英国国内でポンド資金を調達することを望むようになったこと。

3. CDの流通市場は、割引会社をディーラー、ロンドン手形交換所加盟銀行をlast resortとする形で形成され、英蘭銀行はCDの割引、CDを担保とする貸付は行わない方針である。

◇英国、賦払い信用条件の規制を強化

英国政府は11月1日、個人消費を抑制するため、賦払い信用条件の規制を強化し、翌2日から実施する旨を発表した。今次規制強化は、各種耐久消費財(注)の賦払い頭金比率の引上げおよび賦払い信用期間の短縮の形で行なわれるもので、政府筋では、これによる個人消費削減額は約1億ポンドと見込んでいる。

(注) 自動車、オートバイ、ラジオ、テレビジョン、テーブ・レコーダー、電気掃除機、冷蔵庫、洗たく機、じゅうたん等。

主要耐久消費財の賦払い信用条件規制の推移

| | | 1966年 2月 | 7月 | 67年 4月 | 6月 | 8月 | 11月 | 68年 11月 |
|-------------------------------|------------------|-------------|------------------|------------------|------------------|----|------------------|------------------|
| 自動車 | 最低頭金比率 (%) | 25 | 40 | 40 | 30 | 25 | 33 $\frac{1}{2}$ | 40 |
| | 信用供与最長期間 (か月) | 27 | 24 | 24 | 30 | 36 | 27 | 24 |
| オートバイ | 最低頭金比率 (%) | 25 | 40 | 25 | 25 | 25 | 25 | 33 $\frac{1}{2}$ |
| | 信用供与最長期間 (か月) | 27 | 24 | 27 | 27 | 36 | 36 | 24 |
| 家庭電器 (料理用具、ラジオ、 テレビを除く) | 最低頭金比率 (%) | 25 | 33 $\frac{1}{2}$ | 33 $\frac{1}{2}$ | 33 $\frac{1}{2}$ | 25 | 25 | 33 $\frac{1}{2}$ |
| | 信用供与最長期間 (か月) | 24 | 24 | 24 | 24 | 30 | 30 | 24 |
| 料理用具 | 最低頭金比率 (%) | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| | 信用供与最長期間 (か月) | 48 | 48 | 48 | 48 | 48 | 48 | 48 |
| 家具 | 最低頭金比率 (%) | 15 | 20 | 20 | 20 | 15 | 15 | 20 |
| | 信用供与最長期間 (か月) | 30 | 24 | 24 | 24 | 30 | 30 | 24 |

◇西ドイツ、最低準備制度の一部改正を決定

ブンデスバンクは11月7日の中央銀行理事会において、準備預金制度の一部を次のように改正し、明年1月1日から実施することを決定した。

- (1) 期限4年以上の預金を最低準備制度の対象から除外する(本措置による所要準備の減少約6億マルク)。
- (2) 期限4年未満の貯蓄預金に対する準備率を約10%方引き上げる(本措置による所要準備の増加約6億マルク)。

本措置の趣旨は、現在期限4年以上の預金は最低準備の対象となっているが、期限4年以上の受入れ金(Aufgenommene Gelder)は同制度の対象になっていない(注)ため、長期の預金を受入れ金として計理することにより、同制度の適用を免れるよう操作するなどの弊害が生じていた点を改めようとするものであり、技術的な改正とみられる。

なお、相殺の方法として貯蓄預金の準備率引上げが選ばれたのは、現在貯蓄預金の準備率が定期預金の準備率よりも低く、このことが、より低い準備率の適用を受けるための操作の余地を残しているため、定期預金と貯蓄預金の準備率の差の縮小を図ったものである。

(注) ブンデスバンク法第16条は、最低準備の対象として要求払い預金、定期預金、貯蓄預金および短・中期受入れ金をあげており、長期受入れ金は含まれていない。

◇西ドイツ、短資流入抑制措置を実施

西ドイツでは、同国への投機的な短期資金の流入を防

止する見地から、このほど次の措置を実施した。

1. ブンデスバンクによる非居住者預金に対する最低準備率の引上げ(11月21日の理事会で決定)。

- (1) 非居住者預金の最低準備率を、本年11月15日の残高をこえる部分に対して限界的に100%とし、12月1日から実施する。
- (2) ただし、個々の金融機関の準備率は預金種類ごとに定められている法定最高限度(当座性債務30%、定期性債務20%、貯蓄預金10%、ブンデスバンク法第16条参照)をこえないようにする。
- (3) 居住者預金および非居住者預金で11月15日の残高をこえない部分に対する準備率は従来どおり。

2. 連邦政府による非居住者預金受入れなどについての許可制実施(11月25日以降実施)。

対外経済法第23条に基づき、同法施行令第53条を要旨次のとおり改正する。

- (1) 次の取引はブンデスバンクの許可を要する。
 - イ. 居住者たる西ドイツ金融機関が、非居住者勘定の預金を受け入れること。
 - ロ. 西ドイツ金融機関が、非居住者預金に付利すること(従来どおり)。
 - ハ. 西ドイツ金融機関を通ずる非居住者からの借入れないしその他の信用の受入れを行なうこと。
- (2) ただし、次の取引は許可を要しない。
 - イ. 自然人からすでに受け入れている貯蓄預金に対する付利。
 - ロ. 財貨、役務および資本取引の通常の決済に必要な取引。

上記政令改正に伴って、ブンデスバンクは次の内容を含む施行細則を公表した(12月2日)。

1. 非居住者勘定への預金の受入れで、その目的、出所などが不明であっても、次の金額までのものについては、金融機関が包括許可を受けることができる。

- (1) 銀行以外の非居住者からの受入れについては、1預金者につき200千マルクまたは相当額まで。
- (2) 非居住者たる銀行からの受入れについては、1預金者につき1百万マルクまたは相当額まで。

2. 上記金額をこえる受入れについては、後日の許可を

留保条件としてのみ記載しうる。ただし、受入れ後10日以内に通常の決済に使用されるものはこの限りではない。

◇西ドイツ、輸出入調整金制度を 実施

西ドイツ議会は11月29日、輸出の抑制、輸入の促進により貿易収支の黒字を縮減する趣旨から、現行付加価値税法(mehrwertsteuer-gesetz)を要旨次のように改正することを決定した。

(1) 輸出面……従来輸出品に対し

ては付価値税部分(一般税率11%)を税負担者(輸出業者ならびにメーカー等)に還付することとなっていたが、これを改め、そのうち4%分については還付しないこととする(したがって、従来に比べ4%の輸出課徴金が課せられたのと同様の結果となる)。

本措置は12月1日から実施される。ただし、11月22日以前に契約されたもので、かつ12月23日までに船積みされる輸出品については適用されない。

(2) 輸入面……従来、輸入品については国内製品と同率の付加価値税(一般税率11%)が課されていたが、そのうち4%については税負担者(主として輸入業者)に還付することとする(したがって、4%の輸入奨励金が与えられるのと同結果となる)。

本措置は11月21日にそ及して実施される。

(3) 適用除外品目……コーヒー、紅茶、カカオ、オリブ、オリブ油、米等以外の農産物。

(4) 有効期限……本措置の有効期限は1970年3月末までとする。

(5) なお、上記輸出に関する措置により欠損を生じた企業に対しては、大蔵大臣は当該措置の適用の一部または全部を免除しうる。

◇西ドイツ6大経済研究所、共同景気見通しを発表

西ドイツの6大経済研究所は10月21日、恒例の共同景気見通しを発表した。

今次見通しの要点、次のとおり。

(1) 景気は引き続き拡大を続けており、本年の実質GNP成長率は、前回見通し(4月末、6月号「要録」参

西ドイツ6大経済研究所(注1)の共同景気見通し

(実質、前年同期比・%、ただし、カッコ内は期中増減(△)額・億マルク)

| | 1967年 | 1968年 | 1968年 | | 1969年 | 1969年 | |
|------------|-------|-------|-------|------|-------|-------|------|
| | | | 上期 | 下期 | | 上期 | 下期 |
| 個人消費 | 0.6 | 3.3 | 2.2 | 4.5 | 4.0 | 4.0 | 4.5 |
| 政府支出 | 3.5 | 1.1 | △ 1.4 | 3.0 | 3.5 | 5.0 | 2.0 |
| 固定資本形成 | △ 7.4 | 6.7 | 5.2 | 8.0 | 7.0 | 9.5 | 5.0 |
| うち機械設備 | △ 8.2 | 6.2 | 6.2 | 6.5 | 10.5 | 15.5 | 6.5 |
| 建設 | △ 6.3 | 7.3 | 3.9 | 10.5 | 3.0 | 2.5 | 3.0 |
| 輸出(注2) | 9.6 | 11.5 | 8.9 | 14.0 | 8.0 | 10.0 | 6.0 |
| 輸入(注2) | △ 0.4 | 13.5 | 11.8 | 15.0 | 10.0 | 11.5 | 8.5 |
| 海外経常余剰 | (160) | (163) | (81) | (82) | (153) | (79) | (74) |
| 在庫投資 | (△45) | (73) | (55) | (18) | (60) | (45) | (15) |
| G N P | — | 6.4 | 6.2 | 6.5 | 3.5 | 4.5 | 3.0 |
| G N P (名目) | 0.6 | 8.3 | 7.4 | 9.0 | 6.5 | 7.0 | 6.0 |

(注1) Deutsches Institut für Wirtschaftsforschung(Berlin). Hamburgisches Welt-Wirtschafts-Archiv(Hamburg). IFO-Institut für Wirtschaftsforschung(München). Institut für landwirtschaftliche Marktforschung (Braunschweig-Völkenrode). Institut für Weltwirtschaft an der Universität Kiel. Rheinisch-Westfälisches Institut für Wirtschaftsforschung (Essen).

(注2) 輸出入はサービスを含む。

資料: 6大経済研究所 "Die Lage der Weltwirtschaft und der westdeutschen Wirtschaft in Herbst 1968".

照)の5.0%をさらに上回って6.4%に達する見込みである(政府見通しは、本年1月4.0%、6月5.0%)。

(2) 明年度も景気上昇は続くが、すでに労働力の余裕が少なく、設備の稼働率も高いので、成長率は本年をかなり下回るのであろう(実質GNP成長率見込み3.5%)。明年の成長を主導するのは設備投資(実質、前年比+10.5%)である。

(3) 明年の輸出はヨーロッパ向けを中心に、本年ほどでないにせよ好調を続けよう。一方、輸入は、輸出を上回って増加するものとみられる。したがって、海外経常余剰は若干縮小するが、なお高い水準を保つであろう(本年163億マルク、明年153億マルクの見込み)。

(4) 消費者物価は本年央から上昇のきざしが見えており、明年下半期には前年同期比+2.5%程度に達しよう。

(5) なお、今後の政策に対する提言としては、当面景気抑制策は必要なしとする多数意見(ベルリン経済研究所ほか4研究所)と、先行きのインフレを懸念して、マルクの平価切上げによる内外均衡の達成を主張する少数意見(エッセンのライン・ウェストファーレン経済研究所)とが示されている。

◇フランス、財政赤字削減等フラン防衛策を決定

クーブドミュルビル首相は、11月26日、今次フラン危機後のフラン防衛のための施策として、財政赤字の削減を

中心とする緊縮政策を以下のとおり明らかにした。

1. 財政赤字の削減

1969年度予算について、財政赤字を当初案の117億フランから64億フランに削減する。すなわち、

| | | |
|-------------------------|--------|-------------------------------|
| (1) 歳出の削減 | 28億フラン | (うち20億フラン削減については、11月21日議会を通過) |
| うち国有企業補助金削減 | 1,150 | 百万フラン |
| 財政投融资削減 | 305 | 〃 |
| 軍事費(太平洋核実験停止を含む)削減 | 400 | 〃 |
| 一般民生費(各省平均3%、文部省1.5%)削減 | 500 | 〃 |
| コンコルド開発等特別投資削減 | 150 | 〃 |

(2) 歳入の増額 25億フラン

本年12月1日から実施することとなった付加価値税率の引上げなどの税制措置(下記2)により、ネット25億フランの歳入増加を図る。

2. 税制面の改訂(本年12月1日から実施)

(1) 付加価値税率の引上げ

新財源調達かたがた輸入抑制を図るため付加価値税率を下記のとおり引き上げる。

| | | | |
|----------|------|---|------|
| 標準税率 | 旧16% | → | 新19% |
| 特別税率(最低) | 6 | → | 7 |
| (中間) | 13 | → | 15 |
| (最高) | 20 | → | 25 |

(2) 雇用者税(注)(la taxe sur les salaire)等の撤廃

上記付加価値税率の引上げによる企業の税負担増大を軽減するため、雇用者税を撤廃する(ただし、自由業および個人企業については従来どおり)。

また、税率引上げの物価面への影響を一部相殺するため畜肉流通税(la taxe de circulation sur les viandes)を撤廃する。

なお、本件両減税措置により、明年度約26億フランの歳入減が見込まれている。

(注) 雇用者税

1948年創設された制度で、雇用者が、その被用者に対して支払った給与、諸手当、その他報酬に対して課せられる税。本年11月1日から税率が15%引き下げられた(基準税率5.0→4.25%)。

3. 賃金・物価の上昇抑制

賃金・物価面の全面凍結という非常措置は行なわないが、賃金については新たな賃上げを極力抑制する方針で臨み、物価についても物価委員会を通じて監視を強化するとともに、別途抑制策を再検討する。

ただし、国有企業に対する補助金削減に伴う経営面への影響を考慮して、12月1日から国鉄の貨物輸送料

(+6.2%)、工業用ガス料金(+4.8%)の引上げは認める。

◇フランス、公定歩合引上げ等金融引締め措置を決定

1. フランス銀行は、11月12日の緊急理事会において、公定歩合引上げを含む金融引締め措置につき以下のとおり決定した。

(1) 公定歩合の引上げ

商業手形の割引利率を5.0%から6.0%に、証券担保貸付利率を6.5%から7.5%に、また大蔵省証券買入れ利率を3.0%から4.0%にそれぞれ1%引き上げ、即日実施する。これに伴って高率適用利率も7.5%から8.5%に引き上げる。

ただし、中小企業向け特別貸付制度による手形割引利率(3.5%)および6月27日引き下げられた輸出関係手形割引利率(本年末まで2.0%)については据置きとする。

(2) 預金準備率の引上げ

預金準備率を次のとおり引き上げ、11月15日から実施する。

イ. 当座預金等一覧払い債務については、4.5%から5.5%に。

ロ. 金融機関預金、定期性預金などの短期債務については、2.0%から2.5%に。

(3) 中期信用手形保有率(注)の引上げ

中期信用手形保有率を13%から14%に引き上げる。

(注) 中期信用手形保有率は、金融機関のフランス国内本店における預金等短期債務(預金準備率の対象債務と同じ)に対するフランス銀行再割当格中期信用手形の保有比率。

フランス銀行各種貸出金利の推移

(単位・%)

| | 公定歩合 | 高率適用利率 | | 証券担保貸付利率 | 輸出関係手形割引率 |
|-------------|------|--------|------|----------|-------------|
| | | 第1次 | 第2次 | | |
| 1958. 4. 17 | 5.0 | 8.0 | 12.0 | 7.0 | 3.0 |
| 7. 28 | 5.0 | 8.0 | 10.0 | 7.0 | 3.0 |
| 10. 16 | 4.5 | 7.0 | 10.0 | 7.0 | 3.0 |
| 59. 2. 5 | 4.25 | 7.0 | 10.0 | 6.5 | 3.0 |
| 3. 19 | 4.25 | 6.0 | 8.0 | 6.0 | 3.0 |
| 4. 23 | 4.0 | 5.5 | 7.0 | 6.0 | 3.0 |
| 7. 9 | 4.0 | 5.0 | 6.0 | 5.5 | 3.0 |
| 60. 10. 6 | 3.5 | 4.5 | 6.0 | 5.0 | 3.0 |
| 63. 11. 14 | 4.0 | 5.0 | 6.0 | 5.0 | 3.0 |
| 64. 1. 23 | 4.0 | 5.0 | 6.0 | 5.0 | 3.0 |
| 6. 5 | 4.0 | 5.0 | 7.5 | 5.0 | 3.0 |
| 65. 4. 8 | 3.5 | 4.5 | 6.0 | 5.0 | 3.0 |
| 68. 7. 3 | 5.0 | 7.5 | 6.5 | 2.0 | 68年6月27日引下げ |
| 11. 12 | 6.0 | 8.5 | 7.5 | 2.0 | |

預金準備率と中期信用手形保有率の推移

(単位・%)

| | 預金準備率 | | 中期信用手形 保有率 |
|------------|-------|-----------|---------------|
| | 要求払 | その他 債務 | |
| 1967. 1. 1 | | | 20 |
| 21 | 1.5 | 0.5 | 〃 |
| 4. 1 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 21 | 2.5 | 1.0 | 〃 |
| 5. 21 | 〃 | 〃 | 19 |
| 6. 21 | 〃 | 〃 | 18 |
| 7. 21 | 3.5 | 1.5 | 17 |
| 10. 21 | 4.5 | 2.0 | 〃 |
| 11. 21 | 〃 | 〃 | 16 |
| 68. 6. 21 | 〃 | 〃 | 14 |
| 7. 21 | 〃 | 〃 | 13 |
| 11. 15 | 5.5 | 2.5 | 14 |

(4) 市中銀行に対する貸出規制の実施

市中銀行(預金銀行、事業銀行、中・長期信用銀行)の本年12月31日の貸出残高を、9月30日比4%増以内に押える。また、69年1月31日の残高を9月30日比1%増以内に押える。

ただし、中期信用制度による設備・輸出・住宅向け貸出などについては本貸出規制の適用を除外する。

2. 今次措置に関し、当局筋では今次措置のねらいとして、「11月にはいつからのマルク切上げルーマーに基づく短資流出の増大が直接のきっかけであるが、同時に今後予想されるインフレーション傾向に対処したもの」としている。またオルトリ蔵相は、今次措置発表後の記者会見において、「今次措置は、経済の拡大と通貨の擁護の二つの目的をもつものである。現在、経済はほぼ順調に拡大しつつあるが、今後どのような形であれ経済が拡大しさえすればよいとは考えていない。拡大といってもそれが信用の過度の膨張を伴うようであれば問題は。したがって、現在比較的問題の少ない時期に早めに信用の急膨張を阻止し、経済の均衡回復を図るべきである」と述べている。

◇フランス、銀行預金金利を引上げ

国家信用理事会は、11月28日、銀行預金金利の引上げなどにつき次のとおり決定した。

(1) 貯蓄預金(comptes sur livret) (注)の金利を3%から3.5%に引き上げる。

(注) 1965年12月、長期預金増強のため従来の特別預金(Comptes spéciaux)に代えて設けられた預金で、一定期間引出しを行なわなかった残高についてのみ利子が付される。また本預金の利子については分離課税が認められている。

(2) 定期預金規制金利(期間2年以下、金額250千フラン以下)を次のとおり引き上げる。

| | | |
|-------|-------|--------------|
| 1か月以上 | 2か月未満 | 2.0%(不変) |
| 2〃〃 | 3〃〃 | 2.5%(〃) |
| 3〃〃 | 6〃〃 | 3.0%(+0.25%) |
| 6〃〃 | 1年〃 | 3.5%(+0.25%) |
| 1年〃 | 2〃〃 | 4.0%(+0.20%) |
| 2年もの | | 5.0%(+0.50%) |

本措置は、最近の一連の引締め措置の一環として、市中の過剰流動性を吸収するねらいがあるとみられている。

◇アイスランド、平価の再切下げを実施

アイスランド中央銀行は、11月11日、アイスランド・クローネのIMF平価を従来の1米ドル=57クローネから88クローネに切り下げ(切下げ率は外貨建35.2%、クローネ建54.4%)、翌12日から実施する旨発表した。

同国は昨年11月18日、英ポンドの平価切下げに追随して平価の切下げ(外貨建で24.6%、クローネ建で32.6%の切下げ、切下げ前の平価は1米ドル=43クローネ)を行なった。しかしながらその後も、輸出が①主要輸出品である水産物の漁獲不振、②主要輸出市場であるピアフラの政治的混乱、などから前年を下回る反面、輸入は国内の不況にもかかわらず高水準を維持し、このため、平価切下げ後も貿易収支(通関ベース)の赤字が続いていた(本年1~8月は38百万ドルの赤字、前年同期は46百万ドルの赤字)。この間、金・外貨準備は11百万ドル減少し、8月末には24.5百万ドルに低落した。

同国当局はこうした事態に対処して、本年9月初め以降、輸入課徴金および観光渡航のための外貨購入に対する課税(税率はいずれも20%)を実施してきたが、所期の効果をあげることができず、ついに再度の平価切下げに踏み切ったものとみられている。

ア ジ ア 諸 国

◇イラン、公定歩合を引上げ

イラン中央銀行は、11月26日公定歩合を5.0%から7.0%に引き上げた。同行の公定歩合引上げは、1966年8月以来2年ぶりのことである。これは、本年3月から実施された第4次経済5ヵ年計画(総額108億米ドル)の進展に伴い民間企業活動の活性化、輸入需要の急増などが目立ち、このため外貨準備高が著減(本年4月末の362百万ドルをピークに同9月末には273百万ドル)するに至ったために講ぜられたものである。

◇シンガポール、マレーシア、IMF 8 条国へ移行

シンガポール政府は11月9日、またマレーシア政府は同日、それぞれIMF 8条国へ移行する旨を発表した。これにより、アジア地域の8条国は、日本を含め3か国となった。両国の通貨は昨年6月の通貨分離以降も相互に交換性を付与してきた関係から、共同歩調をとったものとみられる。

両国はIMFから8条国に移行するよう再三勧告を受けていたが、シンガポールでは、外貨準備は潤沢(本年10月末635百万米ドル)であり、従来から経常取引には事実上制限がないため、今回同国通貨に正式に交換性を付与したものと思われる。

また、マレーシアでも、同国通貨は豊富な外貨準備(本年7月末585百万米ドル)をバックに通貨価値は安定しており、IMFにおいてもすでに引出し通貨として使用されている実績もあることなどから、IMFの勧告を受け入れたものとみられる。

◇台湾、銀行法の一部を改正

中華民国(台湾)立法院は、10月29日、銀行法の一部改正案を通過成立させた。改正の要点は次のとおり。

(1) 銀行の貸出期間の制限を下表のとおり緩和した。

| 銀行の種類 | 担保の有無 | 改正後 | 改正前 |
|-------|-------|-------------------------|-------|
| 商業銀行 | 無担保 | 最長1か年 | 最長6か月 |
| | 担保付 | 最長3か年。ただし、割賦返金のときは最長5か年 | 最長1か年 |
| 貯蓄銀行 | 無担保 | 最長1か年 | 最長6か月 |
| | 担保付 | 最長5か年。ただし、割賦返金のときは最長7か年 | 最長2か年 |

(2) 銀行の動産担保貸出を認めた。

銀行の貸出担保として、従来認められていた有価証券や不動産のほか、機械設備、自動車等の動産が新しく追加された。

台湾の民間企業は、従来所要設備資金をおおむね自己資金によってまかかってきたが、最近経済の高度成長に伴って企業の規模が拡大したため、企業の外部資金に依存する傾向がしだいに強まってきた。今回の措置は、こ

うした企業の資金調達方式の変化に即応して、銀行が企業に対する中期貸出に進出する道を開くとともに、動産担保を認めることによって企業の借入れ余力の拡大を図ることを目的としたもので、設備資金を中心とする企業の資金調達を円滑化する適切な措置として歓迎されている。

◇韓国、市中金利の引下げ調整を実施

韓国では、9月30日市中金利体系が大要次のとおり改訂され、10月1日から実施された。今回の改訂により、市中の主要金利は商業手形の割引率を除いて1~3%方引き下げられた。

(1) 預金金利

(年率・%)

| | 改訂後 | 改訂前 |
|------------|------|------|
| 定期預金 | | |
| 1年6か月以上のもの | 廃止 | 27.6 |
| 1年以上のもの | 25.2 | 26.4 |
| 6か月以上のもの | 19.2 | 20.4 |
| 3か月以上のもの | 14.4 | 15.6 |
| 定期積金 | 25.0 | 28.0 |

(2) 貸出金利

(年率・%)

| | 改訂後 | 改訂前 |
|---------|------|------|
| 商業手形割引率 | 26.0 | 24.0 |
| 単名手形貸付率 | 25.2 | 26.0 |

韓国では、かねて国民の貯蓄意欲を高め資金の効率的配分を図るため高金利政策が採られてきたが、本年4月その目的がほぼ達成されたとして、市中預金金利の一部引下げ調整が実施された。しかし、その後も貯蓄性預金は順調に増勢を示すなど、引下げ調整によるマイナス面がまったくみられなかったため、今回の措置が採られたものである。

なお、商手割引率のみは引き上げられたが、これは市中銀行の手形割引に対するインセンティブを強めることによって手形使用の慣行を育成することをねらったものである。これに伴い韓国銀行の商手再割率も同日、年21%から23%に引き上げられた。